省令

○農林水産省令第五十七号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十六号）及び家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第百七十号）の施行に伴い、並びに同法附則、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）、農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）及び牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）の規定に基づき、並びに家畜伝染病予防法を実施するため、家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令

（家畜伝染病予防法施行規則の一部改正）

第一条　家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条―第一条の三）

第二章　家畜の伝染性疾病の発生の予防（第二条―第二十一条の四）

第三章　家畜伝染病のまん延の防止（第二十二条―第四十二条）

第四章　輸出入検疫等（第四十三条―第五十六条）

第五章　病原体の所持に関する措置（第五十六条の二―第五十六条の三十五）

第六章　雑則（第五十七条―第六十五条）

附則

第一章　総則

第一条の表ピロプラズマ病の項中「バベシア・ボビス」を「バベシア・ボービス」に改め、同表家きんサルモネラ症の項中「サルモネラ・プローラム、サルモネラ・ガリナルム」を「サルモネラ・エンテリカ（血清型がガリナルムであるものであつて、生物型がプローラム又はガリナルムであるものに限る。）」に改める。

第一条の二第一号中「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第一条の三の次に次の章名を付する。

第二章　家畜の伝染性疾病の発生の予防

第二条の前の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（伝染性疾病についての届出）」を付する。

第三条に見出しとして「（伝染性疾病についての届出義務の除外）」を付し、同条第三号中「学術研究機関」の下に「であつて届出所持者以外のもの」を加え、「当該」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号中「という。）」の下に「であつて届出所持者以外のもの」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号中「という。）」の下に「であつて届出所持者以外のもの」を加え、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　届出所持者（法第四十六条の十九第二項に規定する届出所持者をいう。以下同じ。）がその届出に係る届出伝染病等病原体（同条第一項に規定する届出伝染病等病原体をいう。以下同じ。）の使用のため当該届出伝染病等病原体の保管、使用及び滅菌等（法第四十六条の十一第一項に規定する滅菌等をいう。以下同じ。）をする施設（以下「届出伝染病等病原体取扱施設」という。）内に係留する家畜が届出伝染病にかかり、又はかかつている疑いがあることを発見した場合

第四条に見出しとして「（伝染性疾病の発生の通報及び報告）」を付する。

第五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（新疾病についての届出）」を付する。

第六条に見出しとして「（新疾病の発生の通報及び報告）」を付する。

第七条に見出しとして「（新疾病の発生の通報及び報告）」を付する。

第十四条の次に次の五条を加える。

（消毒設備の設置）

第十四条の二　法第八条の二第一項の規定による設備の設置は、次に掲げるところにより行うものとする。

一　次条に規定する畜舎等の出入口付近に、踏込消毒槽、消毒薬噴霧装置その他これらに準ずる設備であつて、当該畜舎等に入る者の身体及び当該畜舎等に持ち込む第十四条の六の物品を消毒するためのものを設置すること。

二　次条に規定する畜舎等の敷地（第十四条の四の畜舎等の敷地を除く。）の出入口付近に、消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備であつて、当該敷地に入れる車両を消毒するためのものを設置すること。

（消毒設備の設置の義務に係る施設）

第十四条の三　法第八条の二第一項の農林水産省令で定める施設は、畜舎及びふ卵舎（以下「畜舎等」という。）とする。

（消毒設備の設置の義務の対象から除外される敷地）

第十四条の四　法第八条の二第一項の農林水産省令で定める敷地は、専ら居住の用に供されている畜舎等の敷地とする。

（消毒の方法）

第十四条の五　法第八条の二第二項及び第三項の規定による消毒は、薬事法第二条第一項に規定する医薬品を使用して行う場合にあつては同法第五十二条の規定によりこれに添付する文書又はその容器若しくは被包に記載された用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意に従うものとし、当該医薬品以外の消毒薬を使用して行う場合にあつては家畜防疫員又は獣医師の指示に従うものとする。

（消毒義務の対象となる物品）

第十四条の六　法第八条の二第二項の農林水産省令で定める物品は、畜舎等に入る者が当該畜舎等に入る前に、当該畜舎等の敷地外にある畜産関係施設等（畜舎等及びその敷地、家畜を集合させる催物の開催施設及びその敷地その他の畜産に関係する施設及び場所をいう。以下同じ。）において使用され、又は使用されたおそれがある物品であつて、当該畜舎等において飼養される家畜に直接接触して使用されるものとする。

第十五条第一項中「又は法第三十条」を「又は第三十条」に、「別記様式第十二号」を「別記様式第十一号」に改める。

第二十条第一項中「別記様式第十四号」を「別記様式第十二号」に改め、同条第二項中「別記様式第十四号の二」を「別記様式第十三号」に改め、同条第三項中「法第五条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第二十一条を次のように改める。

（飼養衛生管理基準）

第二十一条　法第十二条の三第一項の飼養衛生管理基準は、別表第二の上欄に掲げる家畜の種類につき、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

第二十一条の次に次の三条及び章名を加える。

（定期の報告）

第二十一条の二　法第十二条の四第一項の規定による報告は、農場（畜舎等その他の家畜の飼養に関する施設を含む一団の場所をいう。以下同じ。）ごとに、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者にあつては毎年四月十五日までに、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者にあつては毎年六月十五日までに、別記様式第十四号による報告書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

一　衛生管理区域（農場内において病原体の持込みを防止するために家畜の飼養に係る衛生管理を行うことが必要な区域をいう。以下同じ。）及びその出入口並びに特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するために必要な消毒をする設備の設置箇所を明示した農場の平面図

二　必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入つた者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするために講じた措置の内容を記載した書面